

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正について

1. 規則改正の目的

本協会の金融先物取引業務取扱規則に定められている取引所金融先物取引の委託の媒介を行う場合の媒介約諾書の徴求対象から、特定投資家を除外することにより、会員及び顧客の業務負担を軽減し、新規顧客開拓及び媒介業務の円滑な実行を図り、もって国内における取引を活性化することと致したい。

今般、本協会が会員から募集した自主規制規則等の見直し等に関する意見として、媒介約諾書の徴求を不要とするよう要望がありました。

本協会の自主規制規則である金融先物取引業務取扱規則第9条第3項では、会員が取引所金融先物取引等の委託の媒介を行う場合には、顧客から媒介約諾書の提出を受けることを定めておりますが、取引所で注文を執行する業者と顧客との間は約諾書等によって規律されており、取引所金融先物取引等の媒介の顧客の大部分は金融機関やプロフェッショナル投資家が占めていることから、媒介業者と顧客との間で争いが生じるような事態ほとんど起こり得ないと思われま

す。なお、日本証券業協会の自主規制規則では取引所証券先物取引について媒介約諾書の徴求は求められておらず、店頭デリバティブ取引においても、適格機関投資家（外国投資法人、銀行等）、外国法人（資本金10億円以上）等が行う当該取引は金融商品取引業から除外されるため、媒介約諾書の徴求は不要となっております。

2. 方法等

規則の改正を行います。

3. 規則案の説明**(1) 規則案**

別添資料をご覧ください。

(2) 改正条文**第6条（顧客カードの整備等）**

第3項 特定投資家の定義が及ぶ範囲を明確化しました。

第9条（取引口座の設定等）

第1項 口座設定約諾書の提出を受ける必要があるのは、取引所金融先物取引等の委託の媒介又は代理を行う場合を除いた場合である旨を記載しました。

第3項 会員が取引所金融先物取引等の委託の媒介又は代理を行う場合の約諾書の提出を受ける対象の顧客から、特定投資家を除外する旨を定めました。（規制潜脱のリスク回避

のため、特定投資家以外の顧客に対し、取引所金融先物取引等の委託の代理を行う場合にも、約諾書の提出を受ける必要がある旨を定めました。)

第4項 取引所金融先物取引等と平仄を合わせ、店頭金融先物取引に係る契約を明確にするために、店頭金融先物取引に係る契約には、店頭金融先物取引又は店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合を含む旨明記しました。

4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

金融商品取引業務マニュアルの所要の改訂を行います。(別添資料6をご覧ください。)

5. 今後の日程感

H26年 5月下旬 自主規制委員会決議

6月中旬 理事会決議

理事会承認同日、公布及び施行

6. 意見等の募集について

本規則改正案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと致したい。

(1) 公表資料及び公表方法

一般ホームページに掲載する。

(2) 意見等の募集期間

3週間とする。

(3) 意見等の提出方法

郵送、電子メールその他これらに類する方法とする。

(4) 意見等の処理等

① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則改正案について修正する。

② ①の回答案及び修正した規則改正案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には部会長の了承を得て自主規制委員会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は部会長が必要と認める場合に、修正した規則改正案について部会員の了承を得るものとする。

(5) 規則改正の内容の公表

理事会で規則改正が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表する。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

特になし

以 上